

JABEE

認定制度の考え方と基本方針

2018年度版

一般社団法人 日本技術者教育認定機構
(JABEE)

<https://jabee.org>

JABEEが加盟している国際協定

ワシントン協定

エンジニアリング系
全般（情報系は除く）

4年以上の専門教育

JABEE認定種別：
エンジニアリング系
学士課程

加盟団体 19*

(* 2018年4月1日現在)

ソウル協定

情報（コンピュー
ティング）系

教育期間の規定なし

JABEE認定種別：
情報専門系学士課程

加盟団体 8*

キャンベラ協定 (現在は暫定加盟)

建築設計・計画系

5年以上の専門教育

JABEE認定種別：
建築系学士修士課程

加盟団体 7*

JABEEにより認定された技術者教育プログラムの修了生は、加盟団体の同一分野のプログラム修了生と同等の技術者教育を受けた者として認められる

- アウトカムズ（学習成果）を安定して生み出す教育システムが必要とされている
- そのシステムをJABEEは第三者として評価・認定

JABEEが求める「教育（プログラム）の質保証」

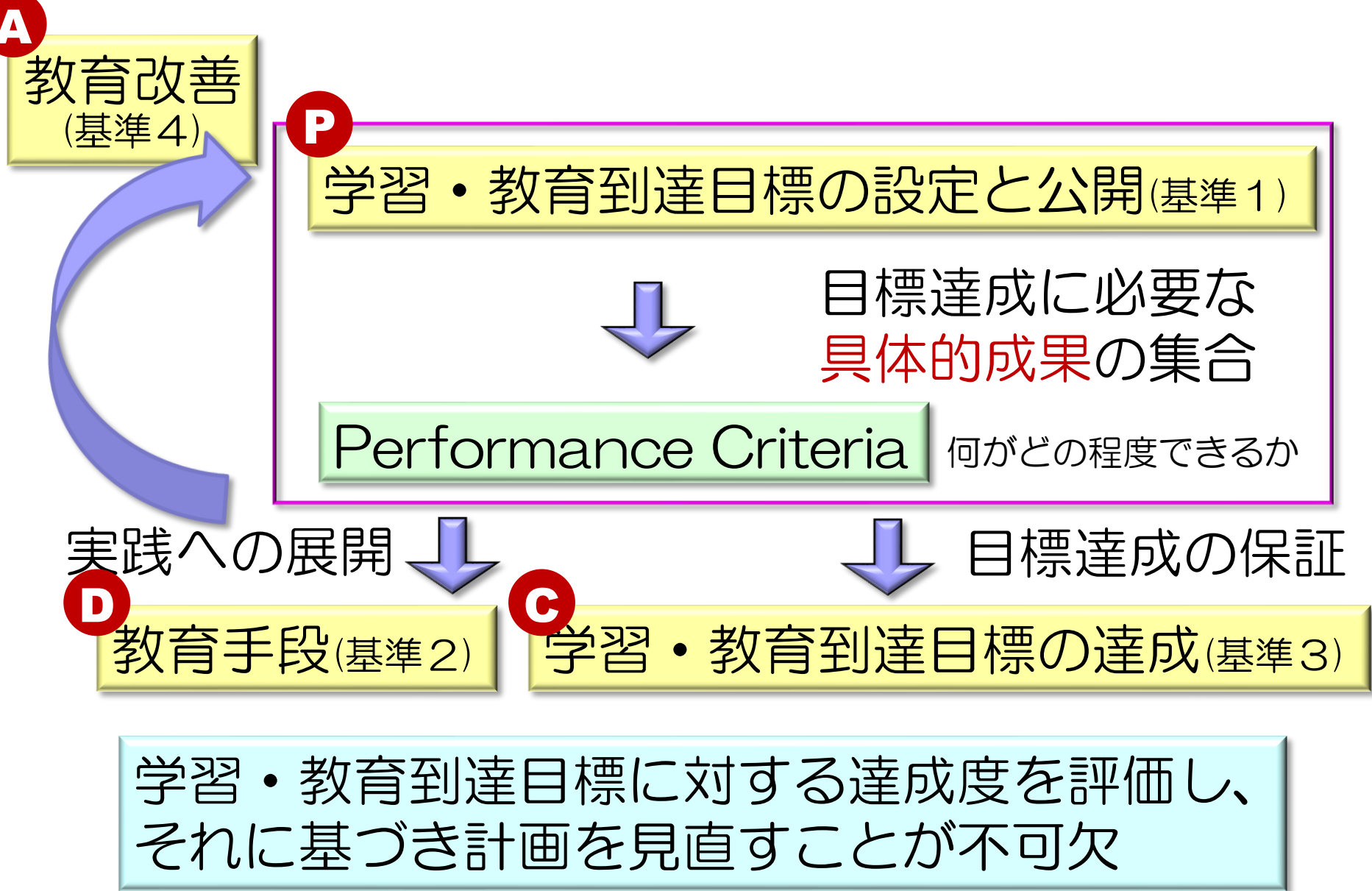
- 教育プログラムに関与するすべての関係者（学生を含む）が、適切に設定された学習・教育到達目標とその達成に関して何をなすべきかを認識し、確実に実施していること。
- 学習・教育到達目標を達成した学生のみを卒業させていること。
- 学習・教育到達目標とその達成度のレベルおよび教育方法を継続的に改善していること。

- 「育成すべき人材像」のもとに設定された「学習・教育到達目標」を履修生全員に達成させるためのカリキュラム、修了資格の評価・判定を含む入学から卒業までのすべての教育プロセスと教育環境（学科やコースなど）
- 教育成果の保証を含む
- 技術者を育成するプログラムを指す。
（既に技術者である者を教育するプログラムではない。）

- 技術者教育の質を保証する。
認定したプログラムを公表し、修了生がプログラムの学習・教育到達目標を達成していることを社会に知らせる。
- 優れた教育方法の導入を促進し、技術者教育を継続的に発展させる。
- 技術者教育の評価方法を発展させ、技術者教育評価に関する専門家を育成する。
- Plan-Do-Check-Act (PDCA) による組織的な教育改善を促進し、教員個人の役割を明確にする。
- 教員の教育に対する貢献の評価を推進する。
- 教育の改善に意欲的かつ国際的同等性を認められた教育プログラムであることを世界に宣言する。

- **学習成果重視 (Outcomes-based)**
 - ・いかなる人材を卒業させるか
- **学習・教育到達目標の公表**
 - ・修了生が身につけるべき知識・能力の明示
 - ・社会、学生との契約
- **国際的同等性の確保**
 - ・保証されている水準はどの程度か
- **継続的改善**
 - ・PDCAサイクル
- **証明はプログラム運営組織の責任**
 - ・学習・教育到達目標：達成度評価結果の提示
 - ・科目目標：試験問題・解答、論文、作品等提示

- 教育の独自性、多様性、革新を阻害しないこと。
- プログラム運営組織の教育改善を支援すること。
- プログラム運営組織の希望により実施すること。
- 認定されたプログラムを公表すること。
- 認定には有効期限があること。
- 認定基準やプロセスを公開すること(透明性)。
- 権威ある中立的第三者評価であること。
- 公正な一貫性のある評価であること。
- 日本の社会や教育制度に適した制度であること。
- 認定制度自体を継続的に評価して見直すこと。



- 考え方の**枠組みのみ**を提示。
- 具体的な学習・教育到達目標、教育方法、達成度評価基準、改善方法などは、すべて**教育機関が主体的に決める**。
- JABEEの基準で示した**枠組みから逸脱しない限り**、教育内容や教育方法は自由に変更可能。
- 教育の質を保証していることを**第三者に示す最低限の証拠文書（既存の文書）**により審査。

JABEEは教育機関の独自性を発揮した**主体的取り組み**を尊重、推奨する。

- 認定基準を満足しているかを自己点検書の審査と実地審査により確認し、判定する。
- 認定審査にあたり重視する点。
 - プログラムが保証する修了生の知識・能力として適切な学習・教育到達目標が設定されているか。
 - プログラムは、学則、シラバス、パンフレット等で公表している内容に照らして適切に実施されているか。
 - 修了生全員がすべての学習・教育到達目標を社会の要請する水準以上で達成しているか。
 - 教育の継続的改善システムが機能しているか。

- 各教育機関の**独自性を尊重**。
- プログラム運営組織が行う**教育の改善を支援**。
- **他の第三者機関等で十分審査されていると判断される審査項目は、その評価結果を利用**。
- 認定・審査は**公正に行う**。
- 審査員は**利益相反を回避**するとともに、**守秘義務等の審査員倫理規定を順守**。

- 認定基準に適合させることが**教育の画一化**につながるのではないか？
- 認定されると、教育内容や教育方法の変更ができなくなり、**教育が硬直化**するのではないか？
- 根拠資料の収集・蓄積や書類作りに**膨大な労力**をかけても、必ずしも教育改善につながらないのではないか？
- 認定を受けることの**メリットが不明確**ではないか？
- 受審によって良い教育の仕組みができれば、あとは**自分たちだけで品質を保証できる**ので、認定の継続は不要ではないか？（第三者による評価は不要）

審査員各位には、前述のJABEE認定制度に関する説明を十分理解して審査にあたられることにより、プログラムが抱えているかもしれない上記の懸念・疑問を払しょくしていただくことを期待。

- 学習・教育到達目標に掲げられた知識・能力の学生による達成をどう保証しているかにより評価。
- 学習・教育到達目標は、学問的水準、社会・学生・雇用者・専門職業などからの種々の要求を考慮してプログラム運営組織が決定する。
- 設定された目標の善し悪しは社会が評価。
- 達成のための学習・教育方法及び達成度の評価方法についてはプログラムの創意工夫が尊重される。

- 教育プログラムを、その形としての評価ではなく、**教育内容としての成果 (Outcomes)** によって評価。
- **Outcomesの達成が保証**されていることが重要。
達成のための学習・教育方法及び達成度の評価方法については**プログラムの創意工夫**が尊重される。
- どのようなOutcomesを期待するかの**明確かつ具体的な指標 (目標)・評価基準**が設定され、明示されていることが前提。
- 情報公開が行き届いた、開かれた社会において、**「設定された目標」の善し悪し**は社会が評価。

- 問題点の発見に終始せず、**推奨すべき長所の発見にも意を尽くす。**
- プログラムの改善・向上に向けてプログラム関係者と**「共に考え協力する」**対等な立場であり、**「上から目線」の審査は厳に慎む。**
- 基準に基づく判定とその根拠・指摘は、プログラム関係者も**共通に理解・納得**できるものとする。

- プログラムが認定基準のすべての項目を満たしていることを、「自己点検書」と「実地審査」における根拠資料に基づく説明により確認する。
- 認定分野に関連する専門学協会から選出された審査チーム（新規審査の場合：審査長、審査員2～4名、オブザーバー）が、審査を担当する。
- 個々のプログラムの審査チームの審査結果に対し、分野内の調整および分野間の調整が行われ、審査の妥当性や公平性が確保される。

認定制度の考え方と基本方針 終

必ず当該年度の情報をJABEEウェブサイト
の「認定・審査」ページから！

審査にあたっては、あるいはオブザーバーとしての参加にあたっては
必ずその年度の審査用文書類、様式等を使用してください。

<https://jabee.org>